

**6 企委第 1 1 号 井手町ふるさと納税事業企画運営業務委託
公募型プロポーザル 質問書への回答**

質問内容	回答
＜企画提案仕様書＞ 「3 業務に係る金額」について、(2)(3)は委託者負担、(4)(5)は受託者負担という認識で間違いないか。	「(2) 記念品調達費」、「(3) 記念品配送費」、「(4) 寄附金受領証明書等印刷・郵送費」、「(5) その他経費」はいずれも、発注・配送等のときには一時的に受託者に負担をいただくこととなりますが、委託者が最終的に負担することを予定しております。 具体的な負担の区分は本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受託者との契約手続中において調整することとなりますが、「(1) 業務委託料」の請求時に、(2)～(5)で本町が負担する経費についても、まとめて請求いただくことを予定しております。
＜企画提案仕様書＞ 広告運用については本業務の対象外という認識で間違いないか。また、独自提案として提案しても差し支えないか。	お見込みのとおり、広告運用については本業務の対象外です。 また、独自提案として提案していただいても問題ありませんが、所要経費や委託者・受託者の負担区分がわかるようにしてください。